

(別表) 配分基準表

項 目	現状の水準	点数
1 申請者(申請者が法人の場合はその後継者)の年齢	ア 経営継承した時点において50歳以上60歳未満であること。	1点
	イ 経営継承した時点において40歳以上50歳未満であること。	2点
	ウ 経営継承した時点において40歳未満であること。	3点
2 農地中間管理機構から賃借権等の設定	農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けていること。	2点
3 女性の取組	その取組について、aからcまでのうち該当している項目数が次のいずれかであること。	
	ア 1項目 イ 2項目以上	1点 2点
	a 女性が経営の主宰権を有していること。 b 役員又は常時雇用者のうち女性が過半を占めている法人であること。 (注) 常時雇用者とは、主として農業経営のために雇った人で、雇用契約に際し、あらかじめ7か月以上の雇用期間を定めて雇った人(期間を定めずに雇った人を含みます。)をいいます。 c 法人であって、部門間で区分経理等を行っている場合に女性が当該部門の責任者であること。	
4 農業所得の水準	経営継承した時点における申請者(申請者が個人事業主の場合又は先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行った場合にあっては、申請者の先代事業者)の1人当たり又は1経営体当たりの農業所得が、基本構想に定める目標とすべき所得水準額と比較して、次のいずれかとなっていること。	
	ア 所得水準額の130%以上150%未満	1点
	イ 所得水準額の100%以上130%未満	3点
	ウ 所得水準額の70%以上100%未満	6点
	エ 所得水準額の50%以上70%未満	4点
	オ 所得水準額の30%以上50%未満 (注)	1点

	<p>1 基本構想において主たる従事者1人当たりの所得目標が定められている場合は1人当たりの農業所得を、定められていない場合は1経営体当たりの農業所得を所得水準額と比較することとします。</p> <p>2 経営継承した時点における1人当たり農業所得の算出方法は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者が個人事業主の場合 (収入金額－経費) ÷ 1人 ・申請者が法人の場合 (税引前当期純利益＋法人の役員報酬) × (農業・関連事業等の売上高 ÷ 総売上高) ÷ 農業・関連事業等の役員数 	
5 環境配慮の取組	<p>みどりの食料システム法に基づき、以下のいずれかの認定を受けている、又は事業実施年度に認定を受ける見込みがあること。</p> <p>ア みどりの食料システム法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画</p> <p>イ みどりの食料システム法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画</p>	2点
6 就業環境の改善の取組	<p>就業規則又はこれに準ずるものにおいて、aからeまでのうち定めている項目数が次のいずれかであること。</p> <p>ア 1項目</p> <p>イ 2項目以上</p>	1点 2点
	<p>a 労働時間が1日8時間、週40時間以内 (変則労働時間制は、週平均40時間以内)</p> <p>b 休憩時間が、労働時間6時間で45分以上、8時間で1時間以上</p> <p>c 休日が毎週1回又は4週4日以上</p> <p>d 時間外・休日の労働が、1か月45時間、1年360時間以内</p> <p>e 時間外・休日の割増賃金が、時間外労働125%以上、休日労働135%以上</p>	
7 付加価値額の向上	<p>ア 経営継承した時点のポイント</p> <p>(ア) 経営継承した時点の付加価値額が基準額(700万円)以上であること。</p> <p>(イ) 経営継承した時点の就業者1人当たりの付加価</p>	2点 2点

	<p>値額が基準額（270万円）以上であること。 (注)臨時雇用は延べ225人・日を1人として算定し、 小数点第2位を四捨五入する。</p> <p>イ 目標ポイント 目標年度までの付加価値額又は就業者1人当たりの付加価値額の拡大率が次のいずれかに設定されていること。</p> <p>a 2%以上4%未満 b 4%以上6%未満 c 6%以上</p>	<p>2点 3点 4点</p>
8 地域貢献の取組	<p>ア 経営面積等の拡大 現状と目標年度における経営面積又は飼養頭数の拡大率が次のいずれかに設定されていること。 (ア) 1%以上20%未満拡大 (イ) 20%以上</p> <p>イ 従業員数の増加 現状と目標年度における常時雇用者の増加数が次のいずれかに設定されていること。 (ア) 1名増 (イ) 2名増以上</p> <p>ウ 地域貢献に関する特徴的な取組 その取組について、取組内容が具体的であり、かつ地域農業の維持・発展に関して高い効果が見込めると市町村が認めていること。</p>	<p>1点 2点 1点 2点 3点</p>

<p>9 経営発展の取組</p>	<p>その取組（事業費を要する取組に限る。）について、aからmまでのうち該当している項目数が次のいずれかであること。</p> <p>ア 2項目 イ 3項目 ウ 4項目 エ 5項目以上</p>	<p>1点 2点 3点 4点</p>
	<p>a 経営の法人化 b 新たな品種・作物・部門の導入 c 認証の取得 d データを活用した経営の実践 e 就業規則の策定 f 経営管理の高度化 g 就業環境の改善 h 外部研修の受講 i 新たな販路の開拓 j 新商品の開発 k 省力化・省人化・業務の効率化、農畜産物等の品質の向上 l 農畜産物等の規格・出荷方法の改善 m 防災・減災の導入</p>	<p>なお、aからeまでの項目のいずれかに該当する場合は、その該当する項目数に4点を乗じた点数（最大8点）を加点する。</p>